

※この書面の記載事項は、公益通報相談に利用するほか、固有名詞やその他の秘密を守りつつ公益通報相談制度改善のための資料とすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※弁護士会、担当弁護士からの連絡までに10営業日程度お時間をいただくことがあります。

※本相談窓口では、公益通報以外の損害賠償請求等、個人の権利救済のみを求めるご相談は受付できません。公益通報以外のご相談をご希望される場合には、弁護士会が運営する法律相談センターのご利用をご検討ください。(法律相談料等の詳細は下記のURLをご参照ください。)

URL: <https://www.horitsu-sodan.jp/>

※弁護士会に提出いただいた公益通報相談カード及びその他資料は返却しません。

公益通報相談カード

記入日 年 月 日

フリガナ	性別	生年 月日	年 月 日	年齢	才
氏名	男・女				
住所	〒			職業	

連絡方法

弁護士から 連絡する手段	電話・FAX・E-mail・その他()				
電話	FAX		E-mail		
弁護士から 連絡できる時間帯					

※連絡されると困る曜日・時間帯がある場合も必ずお知らせください。

※原則としてご相談者さま個人の連絡先をご記載ください。勤務先のメールアドレス、電話番号等を連絡先として記載された場合、通報の秘密保持の観点から、ご連絡を差し控える場合がございます。

※本相談窓口でご相談を受付できない場合、原則としてご記入いただいた住所宛に、弁護士会から郵送でご連絡いたします。

通報をしようとする内容をお書き下さい。

用紙が足りないときは、別の用紙に書き足してください。

問題が生じていると思われる事業者 またはその他の団体等	
上記の住所	
上記とあなたの関係	
※通報者としては、上記の労働者、派遣労働者、退職者、役員、 取引先の労働者、派遣労働者、退職者、役員、その他通報により 不利益取扱いを受けるおそれのある方を想定しています。	

【通報しようとする事実】※いつ頃の事実なのは、わかる範囲で必ず書いてください。

裏面もありますので、ご記入ください

【これまでに、違法行為を止めようとしたり、通報しようとしたことがあれば、あなたは、何処にどのような働きかけをしましたか。どのような対応を受けましたか。】

【あなたが通報して不利益を受けたことがありますか。あるのでしたら、その内容。】

【あなたは、どうしたいですか？】

弁護士会担当者処理欄

受付日	担当弁護士	(登録番号)
受付番号	担当弁護士	(登録番号)